

中間たり共、右牘之儀有」之バ、早々可ニ申出」、其品ニより御褒美可レ被下候。二月廿日。」

〔久田谷、国屋義三文書〕

第四節 山論の発生

山論の頻発と問題点

徳川時代に頻発した入会山論の多くのものは、採草用益をめぐる争であり、貢租の重圧のもとにあつて生産を確保するためには肥料を確保せねばならないのに、新田開発の進行は次第に採草地を減少せしめていったから、そこに不可避免に入会山論が起つたのであった。

但馬地方の山論の最初のものは『浜坂町史』において紹介されている寛永年中に二方郡内で発生したいくつかの山論であり、それ以降幕末に至るまで、江戸時代の全期間を通じて山論が頻発していることが知られている。寛文五年（一六六五）以降続発した「ほうが谷」（出石郡立石村）の例が『神美村誌』に紹介されているが、領主を異にする村と村との間の山論は、最終的には江戸沙汰となり、元禄享保期において概ね解決をみるに至るのである。氣多郡における山論の資料で現在残存しているものを調べてみても、山論発生の大勢としては寛文延宝期より、元禄享保期に至る時期が、但馬地方における代表的山論発生の最盛期であることを裏付けているということができる。

村は貢租負担の連帶責任により村としての共通利害に結ばれ、他の村よりの侵害に対しても防衛しようとした。又、封建領主も採草地確保に大きな関心を持たざるを得なかつた。そして、入会山によっては、関係村

が數カ村、數カ領に及び、数十町歩から数百町歩に及ぶものがあり、山論の中には一旦解決したもののが再燃三燃する例も少なからずみられるのである。

これらの山論に共通する問題は、まず、入会山林の境界確定の問題であり、次に、入会権の有無の問題であつた。境界確定の問題については、裁許に際し絵図面を作成し、墨で境界の筋を記入し、或は色分けをして示すと共に、基点、目標などを明らかにしているし、入会権の有無の問題については証拠などを吟味し、審議の末、村を単位にその有無を判断している。所領の異なる村々相互間で発生した山論は、江戸沙汰となって幕府の裁断を仰ぎ、結着がつけられたが、「田井氏諸色覚日記」の記事によれば、「六歩程出石勝」とか「大岡寺、八代領との山論、大岡寺利分」とかの表現があり、山論に藩対藩の間の鬭争といった色彩を浮びあがらせている。

宝永三年（一七〇六）の松岡村差出帳の中には、「御用ニ付、江戸へ名主参り候節ハ、路銀時節相応ニ被レ下候。但し、備前守様（小出英安）御時節、山出入ニ参り申候時ハ、上下路銀一人ニ二百目宛被レ下候」とある。これは元禄四年（一六九一）のさこ山の山論に際し、出石藩では特に力を入れて援助し、平時に支給する名主（庄屋）の江戸行の実費路銀だけでなく、出府者全員に対し、上り下り往復旅費として一人当二百目宛の路銀を支給したことを示している。この時の山論の当事者として、土居村も松岡村と同様出石領であったから、恐らく同じ額の路銀が土居村にも支給されたことであろう。そしてそのほかの当事者である旗本小出領山本村、旗本杉原領猪爪村においても、それぞれに全力が投入されたことは疑いない。

更に山論資料の示すところによれば、そこには入会山林の利用統制に関する規定が含まれているものが少

なくない。

その第一は、新開、新林の禁止である。

「双方入相、秣等可_ニ刈_ニ取_之」。向後、新開、新林、互不_レ可_レ致_之者也」（元禄四年、山論裁許状）

「自今、双方より新開之儀、堅_ニ止_之」（享保十七年、山論裁許状）

「境ヲ踏越へ新田新畑相止」（元禄十三年、裁定書）

即ち、入会山林を確保することが極めて重要視されており、この時期において新田開発を禁止する政策が明確に打出されている。

第二に注目すべきものとして、切畠の禁止がある。

「（大岡寺の境内につき）向後、切畠へ少しも不_レ仕、勿論、境内之木、伐採申間敷候」（延宝四年、山論裁許状）

「（伊府村、篠垣村出訴の趣は）三カ村入会山江知見村より新林、切畠猥ニ仕、肥草、薪取申場所、手詰りニ罷成、兩村難儀」「此の答の趣は」右切畠と申ハ、切替畠之義ニ候。切替畠之儀ハ、豊岡京極甲斐守様御領地之節（享保上知以前）より致來り候」「切替畠預地所ハ、元之山ニ罷成候。并、新林立出等無_レ之候ニ付、草刈場之手詰り罷成候義、曾而無_ニ御座_ニ候」というようなやりとりがあり、結論として「（なし）谷山之分ハ」是迄有来候切替畠も荒し、向後、此谷ニハ切替畠少しもいたし不_レ申定メ」「入会山ニ有_レ之候切替畠之儀ハ、當時有_レ之分程ハ、切替申定メ。切替いたし候ハバ、右古切畠跡之場所を切替、古切畠之跡ハ荒し山ニいたし、双方入会申定メ。尤、古切畠より少しも場所広ク切替候儀、堅_ク致申間敷候」（宝暦六年、山

出入取扱内済取替証文)

この例によれば、大岡寺では、延宝年間にそれまで行われた切畠が禁止されたことがわかるし、伊府篠垣知見三ヶ村入会山の例では、切替畠が近世前期中期を通じて引き続き存続しており、そのやり方として、畠にする分と入会山にする分を交互に場所を切替えており、古い切畠を切替える時はその場所に播種耕作はせずに「荒し山」にして放置し、採草地として入会で利用し、一方採草地として利用した区域を又草木を刈つて畠として切替え利用するという方法がとられていた。この切替畠として預った地所は、新林は認められず、又元の通りの草刈場に戻るので、繰返し採草源が確保される仕組みである。

切畠という用語を使用した例は、右の二例であるが、刈畠という用語を使用した例もある。おそらく切畠と同意使用とみてよいと思われる。

「新開之田畠、刈畠有^レ之」（享保十七年、山論裁許状）

「刈畠御年貢之義、古来之通、三カ村（椒村の内、中村下村床瀬村）并相勤メ可申候事」（享保九年、一札之事）

第三に、売山の禁止の例がある。

「薪山之義、三カ村ニ無^レ相談、売払申間敷事」（享保九年、一札之事）

一般に、入会林野の草木は売買の対象とはなり得ないものであった。しかしながら、この椒村の例は、逆に、入会村々が合意すれば、薪として他へ売却して換金する場合があつたことを物語るものである。この椒村においては「近年、銘々共、我儘に野山等も売払、代銀配分も不^レ仕」という状態になつたので右の売山禁

止の一札ができた。地元に山林が少ない松岡村の如きでは、薪取場がないため「二里、三里、方々へ参り、買取申候」（宝永三年、差出帳）という状態であったとし、又、阿瀬、万場、段、などの諸鉱山において、活動が活潑な時期には、製錬用の燃料炭などの需要は極めて大きいものがあつたとみられるから、村落共同体の自衛上、入会林野の濫伐を防ぐことは決しておろそかにできぬ事柄であつたのである。

そのほか、入会山林の利用統制に関する規定としては、

「山盜人過料米の定として、なた、かま伐は、米一石二斗之定」（元禄十四年、山論訴状）

「右定之通り、相背申者有」之候ハバ、其□者山入致申間敷候」（享保九年、一札之事）

など、山盜人過料米という罰を課し、或は協定違反者に対し入山禁止などの制裁を加えている。

又、「八代村史」によれば、さこ山の論争は明治期に至るまで尾を引いているが、入山解禁の制度として、「右草山之義ハ、猪爪村外三カ村、陰曆五月中、二十日ヨリ山ノ口ト称し、村々人民、不レ残立入、初メテ周地、肥草ヲ刈取、其末、年内木草ヲ刈取候慣例トス」とい、「山ノ口」と称する制度が行なわれていたことを記している。

又、椒村の例によれば、入会山の山年貢は、入会の四カ村で立会い、「四カ村、カマド数に割符（割賦）仕、年番之村へ指出し、四カ村一所に御上納」をなす定めである。（享保九年、一札之事）

このようないろいろなやり方が、当地方における入会林野の慣行を形成していたのであつた。

山論裁許状のいろいろ

氣多郡内において発生した山論について、江戸沙汰となり江戸幕府の裁定による裁許状が判明しているものに次の五件のものがある。

- ① 延宝四年（一六七六）山論裁許状。大岡寺多門院（出石領）対河江村、八代村（旗本杉原領）
- ② 元禄二年（一六八九）山論裁許状。栗栖野村（出石領）対太田村、東河内村（小出大隅守領）。しわが野の論争。

- ③ 元禄四年（一六九一）山論裁許状。猪爪村（旗本杉原領）対土居村、松岡村（出石領）山本村（旗本小出領）。さこ山の論争。

- ④ 享保十七年（一七三二）山論裁許状。水口村（出石領）対稻葉村（享保上知生野領）

- ⑤ 寛保元年（一七四一）山論裁許状。十戸村、庄境村（享保上知生野領）対頃垣村（出石領）

また、江戸幕府による裁許状の形式をとるまでに至っていない山論関係の裁定文書、ないし協定文書あるいは誓約書として次のものがある。

- ⑥ 元禄十三年（一七〇〇）旗本による山論裁定書。河江村（旗本杉原七十郎領）対奥八代村（旗本杉原八太夫領）。

- ⑦ 宝永七年（一七一〇）旗本による山論裁定書。⑥の再論。

- ⑧ 元禄十四年（一七〇一）山論訴状。篠垣村（旗本杉原七十郎領）対佐田村（豊岡領）。篠垣村より豊岡奉行所へ提出せるもの。

- ⑨ 享保九年（一七二四）山論和解協定書。椒村四カ村（中村、下村、床瀬村、銅山村）

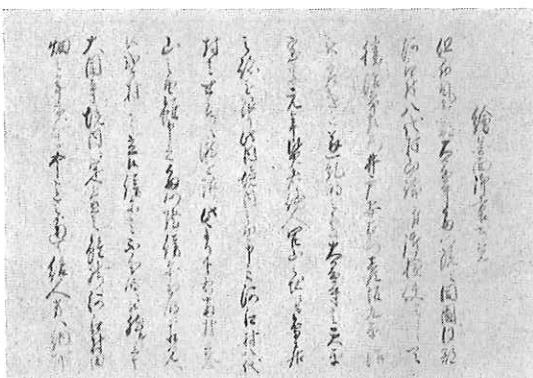


写真151 山論裁許状(1)
(八代区文書)

大岡寺対河江村・八代村

- ⑩元文二年（一七三七）山論裁定書。堀村、野々庄村（出石領）対奈佐路村（旗本杉原領）。智生山の論争。
- ⑪宝暦六年（一七五六）生野代官による山論裁定書。篠垣村（西組、享保上知生野領）伊府村（古料、生野領）対知見村（享保上知生野領）。
- 及び右附属文書。山論和解協定書。
- ⑫享和元年（一八〇二）山論和解協定書。大岡寺別当多門院対山宮村
- ⑬文化二年（一八〇五）誓約書。⑫の再論。

以下にこれらすべてを紹介しておくる。これらの例により、当地における近世のいろいろな山論の文書の内容、形式が十分理解していただける筈である。

①山論裁許状（その一）延宝四年（一六七六）

大岡寺多門院対河江村八代村〔猪爪、吉谷勉文書、明治三年旧記之写所収〕

（絵図面御裏書覚）

「但州氣多郡大岡寺多門院と同國同郡河江村・八代村山論ニ付、御檢使として勝部治郎左衛門、井戸安右衛門、彦坂九平治、被レ差遣之」、遂レ糺ニ明之處、大岡寺ハ天平宝字元年、賢者仙人開山之地ニ而、鳥居之跡を限り、此内境内之由、申レ之。河江村、八代村

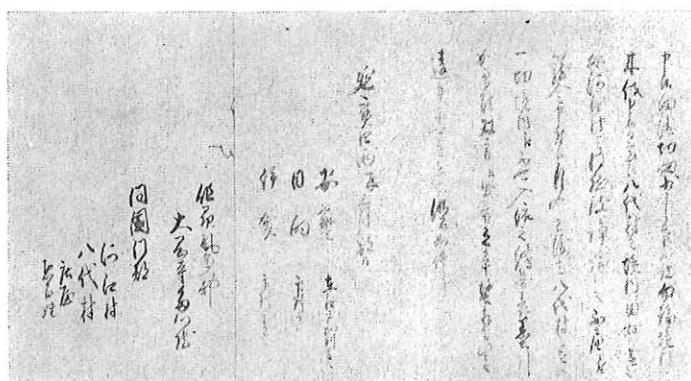


写真152 山論裁許状(2) 大岡寺対河江村・八代村 (八代区文書)

ハせらら瀧を限り、此より下、右両村立会山之由、雖レ申レ之、多門院傍示分明ニ相見ヘ候。式カ村より立候傍示ハ不分明ニ候。然ル上ハ、大岡寺境内ニ定ニ置之。雖然、河江村田畠之年貢等、今迄之通り、給人方へ納可レ申候。向後、切畠へ少しも不レ仕、勿論境内之木、伐採申間敷候。八代村ハ境内ニ田畠も無レ之處、河江村と同然、致_ニ諍論候義、不届ニ付、籠舎申付候。自今已後ハ、八代村のもの一切境内江不レ可レ入。依レ之、繪図表、墨引、加_ニ印形_ニ、双方江出_ニ置之畢。堅相_ニ守此旨_ニ、違失不レ可レ有者也。仍而如レ件。

延宝四(一六七六)丙辰三月朔日

安芸 在江戸加判無之

日向

印判あり

伊賀

印判有

但州氣多郡

大岡寺多門院

同国同郡

河江村

同國り候
八代村
大岡寺
同國同郡

同國り候
大岡寺
同國同郡

同國り候
大岡寺
同國同郡

同國り候
大岡寺
同國同郡

八代村

庄屋惣百姓」

「〔田井氏、諸色覚日記〕延宝五年（一六七七）の条

一、大岡寺、八代領との山論、彦坂九平治様御見分ニ而大岡寺利分ニ成ル。此論所之内ニ田有り。新田古田之論仕候得バ、九平治様被レ仰候ハ、式拾年より内ニハ草ノ根不レ腐物ニ候間、畦ヲ打返し候様ニとの御達故、打返し候ヘバ、草ノ根隨ニ有レ之、大岡寺申分被レ返、新田ニ極ル由」。とあり。

②山論裁許状（その二）元禄三年（一六八九）

栗栖野村対太田村東河内村〔庄境、和田要助文書、御裁許絵図裏書写〕

「但馬国氣多郡栗栖野村と同國同郡太田村・東河内村、志わが野諍論之事

栗栖野村百姓、訴趣、志わが野之儀、自_三往古_一、栗栖野、太田、東河内、馬場（万場のこと）、山田、名色、六カ村入会之草野ニ相定り、永禄元年（一五五八）之古証文、并、文禄式年（一五九三）太田村庄屋証文有レ之処、到于近年_一、太田・東河内両村之者、野境有レ之由申掠旨申レ之。太田村・東河内村百姓答候ハ、九拾八年以前、領主より改を請、村々榜示境目相定り、野山年貢、小物成等、水帳ニ記之、於爾今_一、合所持候。永禄年中（一五五八・六九）於_三入会ニ_一、相定者、証文村々ニ可レ有レ之処、栗栖野一村ニ有レ之儀、不審由申レ之。右糺明之上、古証文合点検処、永禄年中、領主之家來出し置由、栗栖野村百姓雖レ申レ之、領主之姓名不_三分明_一、且、致_三判形_一候式人、為_三何者_一段不_レ詳條、旁以証拠難_レ取_レ之。今度太田村、東河内村ハ、致_三張紙_一候榜示通、村々田畠相分、野境分明ニ相見候。依_レ之、東南ハ横山堂屋敷より長石こゑく

び、流尾三ツど石ニいたり、西ハゑくば、かなベケ山之麓を限り、栗栖野村と太田村・東河内村野境ニ定之畢。且又、太田村と東河内村之境ハ、三ツど石より平石渡瀬、小丸山、篠の尾、至迄限之。馬場村、栗栖野村之境ハ、馬場村古検之畠通可レ限レ之。勿論、向後、双方之百姓境を越、一切不可レ入。仍為後証、四カ村野境、引墨筋、各加印判、栗栖野村と太田村・東河内村江下置条、永可レ守此旨者也。

元禄式（一六八九）己巳年十一月六日

稻	五郎左衛門	印
松	美濃	印
北	安房	
甲斐	飛彈	印
本	紀伊	印
戸	能登	印
加	佐渡	印
		印

印

「田井氏、諸色覚日記」元禄二年（一六八九）の条

一、巳ノ春、西ノ下栗須野村と須谷領太田村万場村、野公事指おこり、江戸御さたニ罷成、四歩六歩程ニ被仰付、六歩程出石勝之由。とあり。

③山論裁許状（その三）元禄四年（一六九一）

猪爪村対土居村松岡村山本村〔松岡、北見新一文書〕

「山論裁定

但馬国氣多郡猪爪村と、同郡土居村・松岡村・山本村山論之事、双方百姓全員進退之由、互相争之」。遂_ニ糺明_ニ處、繪図之面、論所之内、猪爪村之田地有_レ之、三カ村ハ野山年貢、地頭収納之証文持來候。然上ハ此山可_レ属_ニ一方_ニ謂無_レ之。依_レ是、引_ニ墨筋_ニ、各加_ニ印判_ニ、境相立_ニ置_ニ之_一条、墨筋之内、双方入会、株等可_レ刈_ニ取_ニ之。向後、新開新林、互不_レ可_レ致_ニ之者也。

元禄四年（一六九一）辛未八月廿五日

稻 伊賀 御判

松 美濃 御判

能 出雲 御判

北 安房 御判

本 紀伊 御判

戸 能登 御判

小 佐渡 御判

「

〔「田井氏、諸色覚日記〕元禄四年（一六九一）の條

一、未ノ歳、八代さこ山入相ニ付、八代領と出石分土井、松ノ岡、山本、芝、池上、此五カ村出入出来、江戸御さたニ而、六歩程出石勝之由」。とあり。

〔『八代村史』猪爪村の項〕

(明治二十六年知事へノ上申書写ニ左ノ通リアリ)

山林入会権ニ關スル事項

一、入会権ト称スル体様及其種類

但馬国氣多郡八代村ノ内猪爪村百四十番字さこ

一、草山、反別五十五町六反三畝十一歩

猪爪村土居村山本村松岡村入会

右草山之義ハ猪爪村外三カ村陰曆五月中二十日ヨリ山ノ口ト称し、村々人民不残立入初メテ周地肥草ヲ刈取、其末年内木草ヲ刈取候慣例トス、種類別紙上申之通

一、入会権之起因

右草山ハ元素、猪爪村野山ト称し、往古ヨリ一村共有地ニ有之候処、中古、元禄三年右三カ村ヨリ無体ニ故障申掛け、無拠、関東出府致し御裁判受候処、入会被仰付候、右ハ全ク村民口碑共ニ上伸

一、入会権ニ關スル規約、年限、消滅、移転、慣例、利益、弊害、法典取調上参考事項等、ナシ」

④山論裁許状（その四）享保十七年（一七三二）

水口村対稻葉村

〔稻葉、中島亀男文書〕

「但馬国氣多郡水口村と同郡稻葉村山論裁許之事
（出石領）
（享保上知）

水口村訴趣、大弓尾より川黒谷迄ハ、当村之持山、馬場谷より西方、万劫村山境迄ハ稻葉村山にて、肥草

雜木を水口稻葉双方へ入会、朽木は当村迄、進退処、右之山稻葉村山之由、彼村より申掠旨訴レ之。稻葉村答趣、大引尾より西は稻葉村、東は水口山にて、肥草は右双方之山江、相成入会旨、答レ之。右論所、就レ



写真153 山論絵図と裁許状 水口村対稻葉村（中島亀男文書）

難_レ決、御代官坂本新左衛門差遣、遂_ニ吟味_レ処、大引尾より西、川黒谷迄、水口村地元と申証拠一切無_レ之。明暦年中五味備前守裁許之山絵図在_レ之由ニ而差出候得共、備前守名不_ニ相見_レ、相手方印形茂無_レ之、不_レ足_ニ執用_レ。明神谷之岩、双方氏神之由雖_レ申、水口ニハ証拠無_レ之。稻葉ハ天和之検地帳に下田一畝二十一歩、神田免許と有_レ之、稻葉村百姓孫太夫、從_ニ先祖_ニ当孫太夫迄致_ニ支配_レ、神酒御供等年々ニ備來段、無_ニ相違_レ候。且、稻葉村者、馬場谷、うつ路谷、あら田迄申所に、天和年中検地帳に載候田畠、其外新開之田畠刈畠有_レ之、稻葉村地内たること分明ニ候。然ル上者、大引尾より南は両村内山林、際通り、うつる谷迄、西ハ川黒谷、夫より谷川中央南江馬場谷迄之内、地元者稻葉村に相決。但、肥草、薪、栎之実等は稻葉水口両村入会、無_ニ甲乙_ニ可_レ採_レ之。尤、栎之木猿に不可_ニ伐採_レ、以後大引尾より東、水口村内山江は稻葉村者一切不可_ニ立入_レ。水口村田地之儀ハ検地帳無_レ之、町歩等水口村高内と申事難_ニ立ニ付、水口村不可_レ為_ニ持滯地_レ。又稻葉村新開の田畠向後相應ニ年貢相納、自今双方より新開之儀堅停_ニ止_レ之。右之趣今般評議之上、裁_ニ判之_ニ畢。仍為_ニ後鑑_レ、入会之山境、絵図面引_ニ墨筋_レ、各加_ニ印判_レ、双方江授置条、永不_ニ可_ニ違契_レ者也

享保十七年（一七三二）壬子五月廿五日

御用方無加印 細 丹波

御用方無加印

松 築後印

筧 播磨印

稻 下野印

大越前印

西隱岐印

井河内印

黒豊前印

(原本)

㊂（この山論の経過や出府行程の詳細の研究としては「江戸時代に於ける山論の一視点」川見時造、

但馬史研究第五号所収がある）

⑤山論裁許状（その五）寛保元年（一七四一）

十戸村庄境村対比垣村（頃垣）

〔庄境区文書〕

「但馬国氣多郡十戸村、庄境村と同國同郡比垣村、柴草山論裁許之事

十戸村・庄境村、訴趣、両村之内、柴草山ハ往古より毎年、山年貢米、上納仕来、両村之山に無紛処、去申（元文五年、一七四〇）五月、比垣村之者、新法ニ入込、草刈取由訴レ之。比垣村答候ハ、柴草山ハ勿論、谷筋共ニ比垣村分ニ紛無レ之故、当村之男女子共交り、例年之通草刈申処、十戸・庄境村之者共、狼籍致かけ、迷惑之由答レ之。右論山、双方立会縕図面を以、令ニ吟味ニ処、十戸、庄境村より、為ニ証拠ニ、正徳（一七一一～一五）宝永（一七〇四～一〇）年中之書物、其外、古書物等、雖レ出し之、難ニ取用ニ。比垣村よりも、比曾寺の縁起、并、証拠書物出候得共、是又不足ニ取用ニ。其上元文二日年（一七三七）川江村と山論及ニ出入ニ節、取扱済証文之内、初ケ条に、とつ坂東江尾続、阿弥陀が峯、是より十戸村、庄境村山境も尾

統と認有レ之書面に、川江村申趣、於令ニ相違ハ、其節可ニ相糺処、無ニ其儀一致ニ印形、今更申立趣、難ニ相立。且、大谷筋田地、不レ残比垣村分に候上ハ、十戸・庄境申趣、是又難ニ相立。双方地元不レ決候。依レ之、今般相定趣、せい坂より東、峯通、夫より岩屋谷江引下し、大谷筋流江引出し、ふくろ谷裾道通、阿弥陀かへらい裾通、なか谷、どうがなるより西江阿弥陀か峯江引上ケ、だいの谷江引下し、大谷筋、田地打越、せい坂迄山境相極畢。但、地元之儀ハ、大谷筋有来田地際を限、南之方、十戸、庄境村可レ為ニ地元。田地より北ハ、比垣村可レ為ニ地元。扱、所論之柴草山ハ、十戸・庄境、比垣三カ村可ニ入会。將又、比垣村より所レ指之場所、木立有レ之所ハ、十戸・庄境両村分にて、木立無レ之所ハ三カ村入会之由、雖レ申レ之、入会山之内に両村分之立木、可有レ之様無レ之、せい坂より東江岩屋峯迄、峯通境之南ハ、十戸・庄境両村分に相決上ハ、以來堅不レ可ニ入会。仍為ニ後鑑、絵図面柴草山境、引墨筋、各加ニ印判、令ニ裏書、双方江下授條、永不レ可ニ違犯者也。

寛保元（一七四二）酉年十一月二十五日

御用方無加印 木 伊賀 印

御用方無加印 水 対馬

御用方無加印 神 若狭

御用方無加印 河 豊前

鷗 神 志摩 印
長門 印

石土佐印

山因幡印

大越前印

本紀伊印

牧越中印」（原本）

⑥山論裁定書 元禄十三年（一七〇〇）

河江村対奥八代村「猪爪、吉谷勉文書、明治三年旧記之写所収」

（絵図面御裏書）

「但州氣多郡河江村、同國同郡奥八代村、致_三山論_二候_一付、數度及_三對決_二、遂_レ吟_ニ味_ニ之_一処、双方之申分不分明_ニ相聞候。依_レ之、今度、江府両殿、御僉義之上、双方榜示ヲ立、被_レ遣候。雖然、只今迄入組候田畠、兩村より無_ニ相違_ニ、自今共、可_レ働_レ之。尤、肥草之義ハ、其近所ニ而、田畠相応_ニ刈取用可_レ申候。於_ニ己來_一、境_ヲ踏越_ヘ、新田新畑相止、草木等一切刈取申間敷候。則、絵図面被_ニ仰付_一、此度御定被_レ遣候。境目墨引、面々加_ニ印判_一、双方へ渡置候條、堅右之旨相守、至後年_ニ不可_レ致_ニ違犯者也。仍而如_レ件元禄十三（一七〇〇）庚辰年六月廿三日

杉原八太夫 内 米沢源内

杉原美濃守 進藤儀左衛門

同 村上弥一左衛門

〔「八代村史」河江村の項〕

元禄ノ頃八代村ト山論之事起ル、其当時八代村ニ代官所アリ、其ノ勢盛ナリキ、本村ハ境界ニツキテ葛藤ヲ生ジ江戸表ニ出訴セリ、元禄十四年江戸表鄉宿某ノ仲裁ニ依リ官庁ノ裁決ヲ仰ギ、現時ノ境界線ニ決定セラル、当時境界ノ墨引絵図面、及裏書トモ八代村ニ保存セルモノト同様ノモノヲ保存セリ」とあり。

⑦ 山論裁定書 宝永七年（一七一〇）

河江村対奥八代村〔猪爪、吉谷勉文書、明治三年旧記之写所収〕

（絵図裏書）

「奥八代村、河江村、山論之義、去辰年（元禄十三年）、山境墨引ヲ以、榜示相立遣候所、両村得心之上、相守之畢。然ル処、今般、奥八代村より及訴訟候故、双方呼出し、遂僉義処、証拠不分明ニ候。併、先年之榜示ニ而ハ、奥八代村不勝手之旨、再三相歎、河江村も往古之榜示申立候。依レ之、両村不ニ相痛ニ之趣、遂ニ相談、榜示之品ヲ替ヘ、入相山ヲ立、可レ遣由、申ニ渡之一所、異義無レ之条、両村相互ニ証文取替之趣、相断候ニ付、則、絵図之表、墨引改、令ニ加印、双方ヘ相渡畢。堅此旨相守、永々不可ニ違犯者也。」

宝永七（一七一〇）庚寅年閏八月十五日

杉原八太夫 印

杉原平左衛門 印

但州氣多郡奥八代村

庄屋 惣百姓

同國同郡河江村

庄屋 懿百姓

⑧山論訴状 元禄十四年（一七〇一）

篠垣村対佐田村〔篠垣、小谷勲文書〕

「乍レ恐奉ニ差上二口上之覚」

私共儀ハ御知行所篠垣村之惣百姓並、同村ニ殿惣百姓共ニテ御座候。

一、從ニ往古、篠垣村持林之儀、御知行所佐田村近所ニ有レ之候。当村より川越ニ而御座候ニ付、常々佐田村之者共大分ニ伐荒、其上洪水之時分ニハ大勢乱入、草木猥ニ盜取、一円抱不レ申、迷惑奉レ存候ニ付、六年以前佐田庄村屋長左衛門殿江断申候ハ、其元之者共此方之山林猥ニ盜、其上洪水之時分ハ大勢乱入盜取、何共迷惑ニ存候間、向後急度被ニ仰付、被ニ下候様ニと断申候得バ、長左衛門殿返事ニハ、断尤ニ候、併、盜人捕断不レ申候而ハ、可ニ申付ニ様も無レ之候間、此者山盜人ニ而有レ之候と断候ハバ定之通、過料米無ニ相違急度取立相渡可レ申。為以後之ニ而候間、隨分盜人見出、此方ハ断申候ヘと返答被ニ成候御事。

一、当村山盜人過料米之定ハ、なた、かま伐ハ、米壹石貳斗之定ニ而御座候ニ付、佐田庄村左衛門殿ヘ其通断申候得バ、成程心得申候、盜人捕次第、断申様ニと返事被ニ成候ニ付、其以後山番を付、隨分心懸申候ヘ共、当村より程遠御座候ヘバ、当年迄盜人得見付不レ申候。尤洪水之時分ハ狼籍仕候を、川隔見付申候ヘ共、通路不ニ罷成ニ候ニ付、無ニ是非ニ罷有候御事。

一、被ニ為ニ御存遊ニ候通、去八月十七日之晚より十八日迄之洪水之砌、佐田村九兵衛子息、同下人同村茂右衛

門以上四人、右篠垣村之山林へ乱入盜取申候ニ付、川越ニ押ヘ申候ヘ共、構不レ申、猥リニ伐取申候ニ付、余り残念ニ奉レ存、山番之者漸く川を越、右四人之山盜人捕、則九兵衛ニ相断置候而、追而小右衛門、次郎右衛門と申者を使ニ而、只今之庄屋三郎右衛門殿へ右之通断申候ヘバ、三郎右衛門殿より同十八日ニ吉兵衛、吉郎兵衛と申仁、惣左衛門方迄託事ニ差越被レ成候ニ付、村中へ相談仕候へ共、惣百姓中申候ハ、只今迄數度盜取申候ヘ共、川越儀ニ候ヘバ、乍ニ見付ニ無ニ是非ニ寵有候、此度ハ堪忍難成と申候ニ付、其段庄屋三郎右衛門殿へ可ニ申入ニと存候處ニ、同廿四日之晚ニ酒樽持せ、吉兵衛、吉郎兵衛兩人押かけ託事ニ差越被レ成候ヘ共、村中請不レ申、指返し申候而、定之通過料米催促仕候へ共、三郎右衛門殿一円取上不レ被レ成、何共迷惑奉レ存候御事。

右之通佐田村之者共篠垣村之山林を猥ニ盜伐荒、何共迷惑奉レ存候間、被レ為ニ聞召分ニ、双方共ニ被レ為ニ召出ニ、御合議之上被レ為ニ仰付ニ被レ下候ハバ、御慈悲偏有難可ニ奉ニ存上ニ候。以上。

元禄十四年（一七〇一）日十月 日

篠垣村庄屋	惣左衛門印
同	年寄 市左衛門印
同村	庄屋 五右衛門印
同	年寄 五郎左衛門印

⑨ 山論和解協定書 享保九年（一七二四）
御奉行所様（豊岡京極藩）

椒村四カ村〔竹野町、富森一雄文書〕

「一札之事」

一、椒野山之義、前々より四カ村（中、下、床瀬、銅山）入会に御座候ニ付、何村分と申境等ハ古来より無之候故、諸事一同ニ仕来候段、紛無御座候。不レ依ニ何事ニ、諸色四カ村相談、一同ニ相勤可レ申告之所ニ、近年銘々共、我儘ニ野山等も売払、代銀配分も不レ仕、其上當年、かまか谷ニ而、銅之証拠見出し、心懾ほらせ申候処ニ、段村と及ニ出入ニ、迷惑仕候得共、各々御構不レ被レ成候段、御尤至極、□入奉レ存候。只今より何事も古法之通、諸色相勤可レ申候間、四カ村一所と成被レ下候様、奉レ願申ニ付、一札相渡し申候事。

一、山御年貢之義、前々之通、四カ村立会、割符仕、年番之村へ指出し、四カ村一所ニ御上納可レ仕候事。

一、茹畑御年貢之義、古來之通、三カ村并相勤メ可レ申候事。

一、薪山之義、三カ村ニ無ニ相談、売払申間敷事。

一、夫銀谷割、只今迄大分相滯、迷惑ニ奉レ存候。□□割之通、無ニ滯、年番之村へ相渡し可レ申候事。

右野山之義ハ、往古より四カ村折込ニ而御座候故、不レ依ニ何事ニ、一カ村として、少ニ而も分立候義ハ、無ニ御座候。以來、無抛義、出来仕候ハバ、四カ村相談次第ニ仕、□用も御座候ハバ、古來之通ニ、四カ村竈數ニ割符可レ仕候。右定之通、相背申者有レ之候ハバ、其□者山入致申間敷候。尤、各々三カ村も、諸事右之通ニ相勤可レ被レ成候。何れ村ニ而も、壹カ村立御手形ニ□用ヒ申間敷候。為後日ニ、一札仍而如レ件。

享保九年（一七二四）辰十月十四日

銅山村庄屋 弥三郎 印

組頭 与次衛門 印

同 二郎左衛門 印

同 九衛門 印

同 太郎兵衛 印

同 太兵衛 印

藤太郎 印

奥 三カ村

庄屋

組頭

長百姓

」

⑩山論裁定書 元文二年（一七三七）

奈佐路村対堀村野々庄村〔奈佐路区文書〕

「差上申一札之事

一、但馬国氣多郡堀村、野々庄村訴上候は、同国同郡奈佐路村地元之智生山ハ、前々より堀、野々庄ニヶ村請山ニいたし、年々山手銀両村にて貳百目宛奈佐路村江相納、株刈來候処、近年奈佐路村之者共、猥、新田開発いたし、株場狹候旨訴ニ上之候。

一、同郡奈佐路村答上候は、当村持山智生山は、寛文年中より山手銀取レ之、堀、野々庄両村ニ芝草^{ばかり}計為^{シテ}刈

候段、無_ニ相違_ニ候。新田開発之義は、延宝年中、其節之地頭江相願、新開いたし、水帳ニ茂相載有_ニ之由、答_ニ上_ニ之候。

右出入被_レ遂_ニ御吟味_ニ候処、論山八年久敷訴訟方ニケ村より山手銀弐百目差出、請山ニ相定、入会來候処、相手方地元とめ申、數力所新開致候段不埒_ニ候得共、年々地頭改を請、反別帳面ニ載候上ハ、今更訴訟方可_ニ差縷_ニ樣無_レ之候。且又、及_ニ出入_ニ候以來ハ、山手差滯候間、定之通致_ニ勘定_ニ、請取度旨相手方難申、論所之事故、不_レ致_ニ山入_ニ、朶一切不_ニ刈取_ニ候間、出入之内山手可_ニ差出_ニ樣無_レ之、殊ニ小物成等ニ而も無_レ之間、□□不_レ被_レ及_ニ御沙汰_ニ旨被_ニ仰聞_ニ、御尤奉_ニ存候。依_レ之、被_ニ仰渡_ニ候ハ、山手銀取_ニ之、入会申候場所江、猥ニ可_レ致_ニ新開_ニ樣無_レ之間、改請帳面ニ載候分ハ、只今迄之通差置、帳外之新開ハ今般漬_ニ之、以來新開切添堅不_レ仕、如_ニ前々_ニ訴訟方より山手銀弐百目、年々出_ニ之、朶可_ニ刈取_ニ候。右之趣相背、自今及_ニ出入_ニ候ハバ、御科可_レ被_ニ仰付_ニ旨、双方江被_ニ仰渡_ニ、承知奉_ニ畏候。為_ニ後証_ニ、連判証文差上申処、仍如_レ件。

元文二年（一七三七）巳十二月廿一日

仙石陽之助領分但馬国氣多郡堀村

訴訟方

庄屋

喜兵衛

組頭

与惣左衛門

同郡野々庄村

庄屋

茂右衛門

組頭

彦左衛門

杉原四郎左衛門 知行所同郡奈佐路村

庄屋 清左衛門

組頭 次右衛門

百姓代 作右衛門

御評定所

」

(知生山(智生山)は、これ以後、毎年堀、野々庄二カ村より山手銀三百目を奈佐路村に支払い、入会山として株を刈取らせ、例年奈佐路村において知生山の道作りをし、五月中でおよそ二十日ほど前に「山の口」と唱えて肥草、株を刈り初める定日をきめ、奈佐路村の村役人より触れ知らせて入会する慣行であった。その後文化十年(一八一三)に山論が再発している)。

⑪ 山論裁定書 宝暦六年(一七五六)

篠垣村知見村伊府村

〔篠垣、柴垣博文書〕

「知見村伊府村篠垣村右三カ村山出入取扱内済絵図

(絵図面省略) 黄 此色 入会山

白 此色 内山

赤 此色 道

青 此色

川

取扱人

養父郡岡庄村屋	重右衛門	印
同断 法道寺庄村屋	次郎兵衛	印
同断 高田庄村屋	八三郎	印
氣多郡殿庄村屋	庄五郎	印
同断 上郷庄村屋	七郎右衛門	印
同断 佐田庄村屋	三郎右衛門	印
同断 猪子垣庄村屋	吉右衛門	印
同断 伊福庄村屋	太郎右衛門	印
同断 久田谷庄村屋	儀平	印
同断 石井庄村屋	利右衛門	印
同断 芝庄村屋	伝右衛門	印
同断 栗山村年寄	浅右衛門	印」

(絵図面御裏書)

「表書山論、及_三出入_一処、岡村十右衛門、法道寺村次郎兵衛、高田村八三郎、殿庄村五郎、上郷村七郎右衛門、佐田村三郎右衛門、猪子垣村吉右衛門、伊福村太郎右衛門、久田谷村儀平、石井村利右衛門、芝村伝右衛門、栗山村浅右衛門、取扱之上、山境見分ヶを以、相極、双方江絵図并証文為_三取替会_二、内済二付、向

後、鑑三絵面、其裏書双方江相渡条、永不可ニ再犯一者也。

宝曆六（一七五六）丙子年五月

岩 郷藏 印（生野代官）

知見村 庄屋年寄百姓

伊府村 庄屋年寄百姓

篠垣村 庄屋年寄百姓

同村 庄屋年寄百姓

（原本あり）

山論和解協定書 但し①山論裁定書の附属文書

宝曆六年（一七五六）

篠垣村知見村伊府村

〔篠垣、柴垣博文書〕

「知見村と伊府村篠垣村と山出入取扱内済取替証文之事

右通文牒連呼、是美意甚矣。故に本件
至初從前御用事、並に付入江出訴之趣は、右三カ村入会山江知
見村肥草薪取候場所申場所、手詰りニ罷成、兩村難儀
ト令會合申候事、紙を右御付候。且此答、知見村より被レ申候趣ハ、新林切畠仕候
ニ付、肥草薪取候場所相減ジ候間、新林切畠荒シ候様ニ被ニ願上ニ候得共、

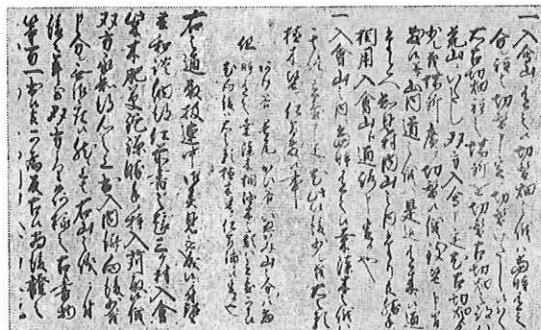


写真154 山論和解協定附属文書（柴垣博文書）

右切畠と申ハ切替畠之義ニ候、切替畠之儀ハ豊岡京極甲斐守様御領地之節より致來り候、切替畠預地所ハ元之山ニ罷成候、并、新林立出等無之候ニ付、草刈場之手詰リニ罷成候義、曾而無御座候。尤薪為取來り候儀無レ之由被レ申候。右之通及出入候ニ付、銘々共取扱連中立会、双方江意趣相尋申候處、元禄年中新林之儀、及出入候由、取扱済口状写レ之由ニ而、伊府村より被差出候得共、扱連中印形有レ之本紙ハ紛失仕、當時無レ之旨被レ申候故、知見村江可レ有レ之書物故、知見村江相尋候得共、知見村ニハ無レ之候旨被レ申候ニ付、連中難レ及テ了簡レ、依レ之此度山内見分之上、双方江異見仕、取扱内済之趣左ニ記ス。

西山

- 一、ちとの山
- 一、むろ谷
- 一、宮の谷
- 一、ほいがさこ山
- 一、川だ谷
- 一、かたすみ山
- 一、あんはら山
- 一、ほそざこ山

右八カ所ハ五郎兵衛谷北之尾通りより尾続、かたすみの尾横道を境、夫よりげんじが滝、水流谷通り、滝より峯迄見通し境、知見村内山ニ定メ、向後ハ伊府村篠垣村より少し茂立入不レ申定メ也。尚又絵図面ニ、

境筋、円山、入会山之分ニ、色訳仕、取替し申候事。

同方

一、五郎兵衛谷北之尾通りより尾続、かたすみの尾横道を境、夫よりげんじが滝、水流谷通り、滝より峯迄見通し境、奥峠道までの分ニ有之、立木之分ハ知見村より不レ残伐採り、柴木肥草ハ鉈鎌持入、三カ村入会、向後ハ少シ之立木茂いたし申間敷候。尤、右之内所々ニ有レ之藪之義ハ其儘ニ立置、此度取扱連中并双方立会、見分之上、藪ヶ所毎ニ、豎横間数相改メ、右之通り藪ヶ所字間数を記シ、立置候上ハ、向後、新藪ハ勿論、右藪を根取り、少シ之出シ茂堅ク仕間敷候事。

當時有レ之候藪、相改立置候ケ所間数之覚

一、わる谷 三カ所 壱、但登り六拾弐間、横 五拾七間

二、但 拾間四方

三、但 拾間四方

一、あさ谷 弐カ所 四、但 登り七拾五間、横 六拾弐間

五、但 五間四方

一、小杉谷 壱カ所 六、但 拾間四方

△

西之方入会山之分ニ竹藪ヶ所六ヶ所有。尚又絵図ニ場所悉ク書載有レ之候。

但、右所々ニ有レ之藪、後々年ニ至り竹藪荒候節ハ、跡場所ハ木苗生立不レ申、三カ村入会申定也。

一、東山ハ、にごり北之尾通りより、奥峠道迄之内、少し之立木たりとも知見村より不レ残伐採、預場所ハ柴木、肥草、鎧鎌勝手ニ持入、三カ村共入会申定メ。尤、向後、新林ハ勿論、少々之立木等茂育申間敷候。右、にごり北之尾通りより、奥峠道迄之内、にごりつばい谷、ばぐこ谷ニ、當時有レ之藪之儀ハ、其儘ニ立置、此之扱連中并双方立会、藪場所ケ所悉ク間数相改メ、立置候上ハ、向後、新藪ハ勿論、右藪ヲ根取、少々之立木等茂堅ク仕間敷候事。

當時有レ之藪、相改立置候箇所、間数之覚
にごり之内ニ藪三箇所

内

一、こだ□ニ 壱カ所 七、但 九間四方

一、同所 壱カ所 八、但登り貳拾間、横 貳拾五間

一、同所奥ニ 壱ヶ所 九、但 拾間四方

つばい谷之内 藪三箇所

内

一、いも里岩 壱カ所 十、但登り七拾間、横 貳拾間

一、きたんだ 壱カ所 十一、但登り拾五間、横 四拾間

一、口なし谷 壱カ所 十二、但 拾間四方

ばばこ谷

坂口江 壱カ所 十三、但 八間四方

右之通、取扱連中并双方立会、見分之上改^レ之、猶又絵図面ニ場所相記シ、双方江取替シ置者也。

但、右所々ニ有^レ之藪、後々年ニ至り、竹藪荒候節、跡場所ハ木苗生立不^レ申、三カ村入会申定メ也。

同方

一、なし谷

一、あけ谷

一、長尾谷

一、かい谷

一、いぬがみ山

右、五カ所之内ニ新林有^レ之旨、伊府村、篠垣村より被^レ申候得共、新古之林、難^ニ見分け^一、依^レ之、當時有^レ之分ハ其儘ニ差置、向後ハ右林之外ニ、少シ之立木茂不^ニ相育^一、勿論右林を致^ニ元取^一、當時之立木より外江ハ少シ之立出等茂堅いたし不^レ申定メ、尤、谷々境之外ハ、鉈鎌持入、柴木肥草三カ村入会可^レ申事。

右之内、あけ谷、長尾、かい谷、右三カ所、新古之林、難^ニ見分け^一、林之分ハ其儘ニ立置、所々ニ有^レ之立木并藪之分茂其儘ニ差置、此度取扱連中并双方立会、見分之上、當時有^レ之立木之場所、豎^ニ横^ニ間数^一、或ハ木數相改、左之通立置候上ハ、向後ハ立出ハ勿論、木數相増不^レ申定メ。尤、只今木之有^レ之所、間數^一而相

改候場所江ハ、向後、伊府村、篠垣村より不可立入定メ。木数ニ而相改候所ハ、立木ハ其儘ニ立置、下之木草ハ三カ村入会刈取申定メ。後々ニ至リ、只今有レ之木数之立木伐採候跡ニ、立木育不レ申定メ也。

右三カ所立木、并藪カ所、間数相改立置場所之観

あけ谷之内、間数之場所并藪共、六カ所

内

い
一、中尾江壱カ所 但 登 拾五間、横 拾間

ろ
一、通烟江壱カ所 但 拾間四方

は
一、中尾

南へくい江壱カ所但 三拾間四方

一、滝之下江藪壱カ所 十四、但 五間四方

一、谷之奥江藪壱カ所 十五、但 拾間四方

一、よしがさこ 藪壱カ所 十六、但登式拾間、横五間

外 大へくい

△林境ニ木数七拾本有

長尾之内、間数之場所

式カ所

内

		内	外	内	外	内	外	内	外
△ 大なるニ	木数	拾五本有		一、下之林	□ニ壱カ所	但	登	五拾間、横	拾五間
かい谷之内、間數之場所		七箇所		一、上	壱カ所	但	登	式拾間、横	五間
△ 上りは谷すそ				へ	一、北へくい	壱カ所	但	登	拾間、横
一、同所	奥	壱カ所	但	一、同所	奥	壱カ所	但	登	式拾間、横
一、同所	壱カ所	但	一、同所	壱カ所	但	登	三拾間	三拾間	五間
一、中尾江	壱カ所	但	一、中尾江	壱カ所	但	登	七拾間、横	下三拾間、上	六間
一、中尾之下	壱カ所	但	一、中尾之下	壱カ所	但	登	三拾間、横	六間、内敷込み	
一、下かい谷				南へくい江	壱カ所	但	登	拾間、横	六間
を				田之上ニ	壱カ所	但	登三拾間、横		
一、下かい谷									

外 上かい谷

△ 上へくい江 木数 三拾本有

右之通、取扱連中并双方立会、見分之上改レ之。尚又、絵図面二カ所相記シ、双方江取替シ置者也。

一、なし谷山之分ハ、是迄有来候切替畠茂荒シ、向後此谷ニハ切替畠少シもいたし不レ申定メ。柴木肥草ハ、鉈鎌持入、三カ村共入会可レ申候事。

一、入会山ニ有レ之候切替畠之儀ハ、當時有レ之分程ハ、切替申定メ。切替いたし候ハバ、右古切畠跡之場所を切替、古切畠之跡ハ荒シ山ニいたし、双方入会申定メ。尤、古切畠より少シ茂場所広ク切替候儀、堅ク致申間敷候。并、山内道之儀ハ、是迄有来候通、たとへ知見村内山之内たりとも、勝手ニ相用、入会山に通路申定メ也。

一、入会山之内ニ、當時有レ之候桑漆木之義ハ、其儘ニ立置申候定メ。尤、此以後少し茂右之類、植木堅ク仕間敷候事。

但、あけ谷、長尾、かい谷、いぬがミ山之分ハ、當時有レ之桑、漆木、桐油木之類ハ、立置可レ申候。尤、向後ハ右之類、植木堅ク仕間敷候定メ也。

右之通、取扱連中御異見被レ成候ニ付、銘々共和談納得仕、前書之趣、三カ村入会、柴木肥草、鉈鎌勝手ニ持入、刈取候義、双方承知得心之上、出入内済、向後少シ茂申分無^レ御座候。然ル上ハ、右山之儀ニ付、後々年ニ至り、双方より如何様之古キ書物等、万一出候共、可レ為^レ反古¹²候。為^レ後証之、絵図之面ヲ境筋、内山、入会山之分色訣ニ仕、此証文ニ相添、双方江取替し、知見村、伊府村、篠垣村三カ村、并、取扱人惣

第十二章 山と川の利用

連印、済口取替し証文、仍而如レ件。

宝暦六年（一七五六）子四月

知見村 庄屋 八郎右衛門

同村 年寄 治兵衛

同村 年寄 善左衛門

同村 百姓代 与左衛門

伊府村 庄屋 与兵衛

同村 年寄 貞七

同村 百姓代 彦右衛門

篠垣村 庄屋 惣右衛門

同村 年寄 次右衛門

同村 百姓代 伝左衛門

杉原七重郎様御知行所

同村 庄屋 清八

同村 年寄 太四郎

百姓代 五郎左衛門

取扱人

印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印

第三部 近世

篠垣村	同断	氣多郡	養父郡	岡村	庄屋	重右衛門
		殿村	法道寺庄村	庄屋	治郎兵衛	印
		上郷村	高田村	庄屋	八三郎	印
		佐田村	庄屋	庄屋	庄五郎	印
		猪子垣庄村	伊福村	庄屋	七郎右衛門	印
		久田谷庄村	庄屋	庄屋	三郎右衛門	印
		石井村	芝村	庄屋	吉右衛門	印
		栗山村	年寄	庄屋	太郎右衛門	印
				儀平	儀平	印
				利右衛門	利右衛門	印
				伝右衛門	伝右衛門	印
				浅右衛門	浅右衛門	印
一、知見村江	同断	同断	同断	印	印	印
	同断	同断	同断	印	印	印
	同断	同断	同断	印	印	印
	同断	同断	同断	印	印	印
証文并絵図取替し有所 一、生野御役所江	証文	証文	証文	印	印	印
絵図	壱枚	壱枚	壱通	印	印	印
証文	壱通					

一、伊府村江	絵図	壹枚
一、篠垣村江	証文	壹通
一、氣多郡芝村	絵図	壹枚
同断 証文壹通預り主	証文	壹枚
一、養父郡法道寺村	庄屋	治郎兵衛
同断 証文壹通預り主	庄屋	伝右衛門
一、同郡佐田村	庄屋	三郎右衛門
以上		
(原本あり)		
⑫山論協定書 享和元年（一八〇一）		
大岡寺別当多門院対山宮村〔大岡寺文書〕		
「西之下表預ケ山定書之事」		
一、拙寺山内ニ新田致候事、相成不レ申候事。		

一、同山内苅畠致候事、相成不レ申候事。

一、同預ヶ山差図之内たり共、新田并田切添苅畠等一切致候事、相成不レ申候事。

一、同山内ニ心得違ニ而、是迄新田并田切添等致候分者、荒あらわ可レ被レ申候事。

一、同山内ニ拙寺差図之外、深入致候事、相成り不レ申候事。

一、同山番、叮嚀ニ急度相勤、可レ被レ申候事。

一、同西之下表之道かり（苅）、拙寺差図之上叮嚀ニ致シ可レ被レ申候事。

一、寺用事之節者、何時ニ而も人足無ニ間違、早速差出可レ被レ申候事。

右定書之通、急度堅相守可レ被レ申候。若シ少ニ而も心得違於レ有レ之者、預ヶ山取戻シ、山番取上可レ申候。

為後々念レ、定書仍而如レ件。

享和元（一八〇一）酉年十一月廿五日

大岡寺別当 多門院

山宮村 役人中 村中

右為ニ後証レ、内済連印奥印仕、差上候。以上。

文化二年（一八〇五）丑四月

夏栗村 庄屋 彦左衛門 印

久斗村 庄屋 太右衛門 印

頃垣村 庄屋 八郎兵衛 印

知見村 蓮台寺 印
栗栖野村 大円寺 印
大岡寺様 金野 隆国寺 印
印

(13) 山論誓約書 文化二年(一八〇五)

大岡寺別当多門院対山宮村〔大岡寺文書〕

「差上申一札之事」

一、銘々共近年心得違ニ而新田并切添苅畠等所々仕候ニ付、山番并肥草山御取上被^レ成、此度御役所江御届ケニ相成、御止メ山ニ被^レ為^ニ仰付^一、狼籍等致候儀、御吟味ニも可^レ被^レ為^ニ仰付^一趣ニ而、村方甚以難渋至極仕候。然所、各様方之依^ニ御挨拶^一、以来享和元四年(一八〇一)定書之表、急度相守可^レ申候得者、大たわせん、たんひつ、ほうし野、みな尾より麓之分ニ而、右為^ニ山番料^一、肥草被^レ仰付^一被^レ下候様、御取成可^レ被^レ下段被^ニ仰聞^一、村中一統奉^ニ畏候。然ル上者、山番堅相守可^レ申候。就^レ中、大岡明神、古屋敷之草木、一本ニ而も切取申間敷候。万^一御差団之外深入仕、草木等切取者候ハバ、村内より急度吟味仕、差出可^レ申候。若シ相知不^レ申杯と乱雜成ル義仕出候ハバ、其節右肥草山并山番御取上可^レ被^レ成候段、奉^ニ畏候。且又、右西歲御定書之内ニ、苅畠等堅相成不^レ申候段、被^ニ仰聞^一奉^ニ候^一候へ共、此段何共村方難渋之儀ニ付、各様方之依^ニ御挨拶^一、以來願出候者有^レ之節者、其場所大岡寺より御見分を請、年限并ニ少分宛之作初尾差上可^レ申等之相定其節相對之上可^レ被^ニ仰付^一候由、勿論桑、茶、楮、漆、桐木等、植立候義、堅仕間敷候。并是迄開

添候新田相荒可レ申候段、酉年定書ニ御座候ヘ共、此度御挨拶ニ免じ、今暫御猶予可レ被レ下候段被^ニ仰付^一、難^レ有仕合奉^レ存候。追々人々小前、其場所大岡寺より御差団之節者、何時ニ而も荒可^レ申旨承知仕候。夫レ迄、作初尾等之儀者、茹畑同様ニ可^レ致旨被^ニ仰聞^一、奉^レ畏候。右之件々被^ニ仰聞^一、村中一統承知仕候上者、明和四年（一七六七）ニ差上置候一札、尚亦、享和元酉歳（一八〇一）ニ被^ニ仰付^一候御定書、堅ク相守可^レ申候段、毛頭相違無^ニ御座^一候。為^ニ後年^一、一札依而如^レ件。

文化二年（一八〇五）丑四月

山宮村 百姓 六十四名連判（省略）

金野 隆国寺様

栗栖野村 大円寺様

知見村 蓮台寺様

尚、山宮村対大岡寺の山論文書は延宝二年（一六七四）以降数多く残っているが、省略して⑫⑬の二通のみの紹介にとどめる。

第五節 生類憐み令と狩獵統制

飼犬の登録届 德川五代将軍綱吉が、貞享四年（一六八七）以後、生類憐み令を頻発し、犬公方の悪名高く、漸く宝永六年（一七〇九）に至り綱吉が死し、六代家宣の新井白石の登用により生類

憲み令が廃止をみたことは有名である。

ここに、当時の当地方における生類憲み令による犬の取扱の実態を示す興味深い飼犬の登録届書があるが、一匹残らず犬を登録届出させており、又、犬の飼主に対し実際にきびしい取締罰則が課せられたのである。

「元禄九年（一六九六）子十月

但馬国氣多郡椒村犬ぬ并毛附帳

一、黒毛、男犬	一疋	持主床瀬村	治兵衛
一、まだら男犬	一疋	持主下村	助三郎
一、白毛 男犬	一疋	持主銅山村	彦右衛門

△ 三疋

右者当村所持仕候犬ぬ并毛附帳面之通り相違無ニ御座セ候。向後増犬出来之節、又ハ病死仕候ハバ、早速御注進可ニ申上セ候。尤常々被ニ仰渡セ候通り、犬之義隨分大切ニ仕、飢不レ申様ニ犬主共江無ニ懈怠セ可ニ申付セ候。勿論捨犬堅仕間敷候。自然捨犬御座候ハバ、委細吟味仕、御注進可ニ申上セ候。此以後、犬廉相に仕候者御座候ハバ、當人之義ハ不レ及セ申上セ、拙者共迄如何様くせんごと之曲事ニモ可レ被ニ仰付セ候。為其シテ、奥書仕、差上申候。以上。

元禄九年（一六九六）子十月

椒 下村 庄屋 年寄

生野御奉行所	中村	庄屋	年寄
	床瀬村	庄屋	年寄
	椒	銅山村	庄屋
			年寄

」

〔竹野町、富森一雄文書〕

これによると、銅犬は一匹残らず届出、子犬を産んだ時や、病死した時も直に届出、犬は大切にして飢えない様に注意し、捨犬は厳禁、犬を粗末に扱う者があれば当人のみならず庄屋年寄、までどのような処罰をも受ける旨などが明かにされている。このような資料をみると、封建社会の末端まで幕府の威令がゆきわたり、それが非常に徹底していた有様がよくわかる。

生類あわれみの通達 元禄九年（一六九六）の「但州村々法度五人組帳」の中に、

「高札有」の通、捨馬弥仕間舗候。惣而銅置生類捨申間敷候。病牛馬犬在之ば、持主之儀は勿論、五人組心を合、随分致^ニ養生^ニ、若死候ハバ、庄屋方江相断、可^レ得^ニ差^ニ圖^ニ事^ニ。」とあり、更に附けたりとして「惣而生類憐可^レ申候。度々御書付出候通、獵師之外無益之殺生仕間敷候。尤、作場に猥ニ牛馬はなし申間舗候事」とある。

牛馬と並んで犬があげられており、更に、惣じて生類全般につき無益の殺生をしてはならないと固く禁ぜられている。銅っている馬その他の畜類は捨ててはならず、病気の牛、馬、犬があれば、持主のみならず、

五人組が心を合せて随分養生を致せ、といふ。

又、次のような元禄十年（一六九七）に出された生野代官所の通達の写も残っている。

「
一、
覺

一、逆罪之者、仕置之事

一、致三付火候者、仕置之事

一、生類二班付、或は、損さし候者、仕置之事

準じ、自分仕置可レ被_ニ申付一候。
但、他所へ入組候ハバ、月番遣申迄、可レ被_ニ相伺一候。遠路ニ親類縁者等へ、急度可レ被_ニ預置一候。且

右之科人於レ有レ之ハ、遂ニ僉儀^一、一類一家中迄ニ而、外ハ障故無^レ之バ、向後不_レ及_レ伺仕候也。御仕置ニ
又、生類あわれみの義、兼々被_ニ仰出一候通、弥堅相守、入念可_レ被_ニ申付_一者也。

丑ノ六月（元禄十年、一六九七）

〔竹野町、富森一雄文書〕

叛逆罪や放火罪と相並んで生類の殺生傷害の罪が重罪として規定されているということは、法制史上も異色のケースを示すものであつた。

鉄砲の取締り

獵師以外の者は無益の殺生をしてはならぬと元禄時代の五人組帳では明らかに定められて
いたが、但馬の山野には、猪や猿や鹿が数多く出没したので村々ではこれが対策に頭を悩

ました。海老原村の宝永三年の指出帳によると、秋になると、猪や猿が荒れるので昼も夜も田畠作物の番をしなければならないとある。

鉄砲は有力な武器であり、幕府の厳重な統制下におかれていた。最も古い資料には次のようなものがある。

「一、鉄砲、四挺、椒、中（村）ニ御座候」（元禄十年、一六九七、椒村、書上覚）

「一、鉄砲、一挺、玉目三匁八分、床瀬村

持主 六兵衛

一、鉄砲一挺 玉目三匁五分 中村

持主 五郎兵衛

一、鉄砲一挺 玉目三匁二匁 下村

持主 五郎左衛門

一、鉄砲一挺 玉目三匁五分 銅山村

持主 六郎左衛門

右ハ御代々為_ニ獵師_ハ、一挺宛所持仕候_ク
（宝永三年、一七〇六、椒村、差出帳）

「一、鉄砲一挺 庄屋 茂右衛門

但し、右御改之節ハ、為_ニ用心之_ハ、御赦免被_レ遊候。

一、鉄砲一挺

太兵衛

但、右御改之節御取上げ、御城ニ可「有御座候。」（宝永三年、一七〇六、浅倉村指出帳）

時代が下った資料では、

「一、御鉄砲一挺預り、則、御預り証文指上げ置申候。獵師鉄砲、無御座候。」（宝暦三年、一七五三、伊府村明細帳）

「一、威鉄砲一挺御座候。持主善七。但し預り証文届出置申候。」（宝暦十年、一七六〇、野村明細帳）

又、明和八年（一七七一）の出石封内明細帳には次の記事がある。

清冷寺村「鉄砲一挺 用心筒、持主宇左衛門」

府市場村「鉄砲一挺 持主与三兵衛」

上郷村「鉄砲一挺 用心筒 持主次右衛門」

多田屋村「鉄砲一挺 獵師筒 持主弥一右衛門」

上石村「鉄砲一挺 獵師筒」

宵田村「鉄砲一挺 封印附持主」

万場村「鉄砲三挺 内獵師筒一挺持主与右衛門 二挺上り筒」

山田村「鉄砲一挺 獵師筒 持主又兵衛」

万劫村「鉄砲一挺 獵生筒 持主次兵衛」

水口村「鉄砲一挺 獵生筒 持主与八郎」

東河内村	「鉄砲一挺 猿師筒 持主三郎左衛門」
太田村	「鉄砲一挺 持主次郎兵衛」
松岡村	「鉄砲一挺 持主与三左衛門」
名色村	「鉄砲六挺内一挺 持主六郎右衛門」
	一挺 持主彦兵衛
	一挺 持主利右衛門
	一挺 持主与三兵衛
	一挺 持主市郎右衛門
国分寺村	「鉄砲一挺 持主六郎兵衛」
石立村	「鉄砲一挺 猿師筒 持主三郎右衛門」
祢布村	「鉄砲二挺」
栗栖野村	「鉄砲二挺 内殺生筒一挺 持主七右衛門」
	威筒 一挺 持主吉兵衛
山宮村	「鉄砲一挺 殺生筒 持主平右衛門」
又、次の村明細帳の記事のある村もある。	
伊福村	「獅師鉄砲一挺 持主市郎右衛門」

預り威鉄砲 一挺 持主要八

右預り証文御代々毎歳差上申候」（明和九年、一七七二）

知見村 「獵師鉄砲 一挺 預り御座候」（安承四年、一七七五）

天明八年（一七八八）の巡見使に対する説明資料の中には次の記事がある。

「一、鉄砲御改

八社宮村、伏村ニハ所持不_レ仕候。清冷寺村ニ用心筒壹挺御座候。証文指上無ニ御座候。殺生堅不_レ仕候。

大庄屋御上郡中（出石領四十五カ村）ニ、獵師筒拾六挺、威筒七挺御座候。

猪、猿、荒申節ハ玉込打申候。

郡中ニ用心筒三挺所持仕候。」

〔竹野町、富森一雄文書〕

鉄砲の種類として、威筒、獵師筒、用心筒、殺生筒などがあげられている。獵師筒、威筒は、猪や猿が荒す時にはたまをこめて打つという。

これらの鉄砲の所持人は、庄屋などの村役人層の者が多かったし、又、代々獵師をしていた者が少なくなかつた。

獵師鉄砲を所持する獵師がいて猪をすることが許されている村には、時代が下ると小物成として鉄砲役が課せられている。

伊福村「一、御小物成、丁銀四匁、鉄砲役」（明和九年、一七七二、明細帳）

知見村「一、銀貳拾九匁五分九厘、桑役茶役漆役鉄砲役共」（安永四年、一七七五、明細帳）
又、次のようないかん鐵砲焼失届も残つてゐるのでせておく。

「奉_ニ差上_ニ口上覚

一、鐵砲、玉目三匁二分筒一挺、持主六兵衛

右之鐵砲代々獵師筒ニ持來り候處ニ、七年以前子ノ年、類火ニ燒失仕、無_ニ御座_ニ候。
為_ニ御断_ニ、書付奉_ニ差上_ニ候。以上。

正徳四年（一七一四）午七月廿四日

椒 床瀬村 持主 六兵衛

同村 組頭 与右衛門

同村 組頭 四郎左衛門

同村 庄屋 長左衛門

永井忠兵衛様

中西作右衛門様

〔竹野町、富森一雄文書〕

